

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十五日 東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人在日中国人医師協会
- 三 代表者の氏名
銭 勇
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区九段北一丁目九番十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本留学中または留学経験がある中国人医師の学術交流を促進するとともに、中日両国における医学および医療の充実に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人農都会議
- 三 代表者の氏名
杉浦 英世

- 四 主たる事務所の所在地
東京都港区浜松町二丁目二番十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民協働と地域協働の理念のもとに、わが国の農山漁村及び中山間地域の振興を図る事業、バイオマスなど再生可能エネルギーの普及事業、温暖化防止や生物多様性などの自然環境を保全する事業、環境教育事業等を行い、また、地域におけるソーシャルビジネスの開発・普及・人材育成事業等の育成を行う。これらを通じて、本法人は、地域経済の発展と環境保全が両立する社会の実現を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 I L & P アシスト
- 三 代表者の氏名
寺本 晃久
- 四 主たる事務所の所在地
東京都日野市高幡千二十三番地の五 クレールハイム A一〇八
- 五 定款に記載された目的

この会は、障害のある人が、入所施設ではなく、地域での自立生活をおくるための支援をすることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション
- 三 代表者の氏名
寺脇 研

- 四 主たる事務所の所在地
東京都中央区日本橋小伝馬町十六番八号 共同ビル六階
- 五 定款に記載された目的

- この法人は、広く一般市民、特にフィルムコミッション活動を行う個人・団体に対して、フィルムコミッションの啓発・推進に関する事業、フィルムコミッション活動を行う人材の育成に関する事業、国内外のフィルムコミッションに関連する個人・団体への協力・支援に関する事業を行い、もって国内外の映画・映像作品の制作支援、映像産業及び文化の振興と発展、国際協力並びに地域経済の活性化を図り、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 R. I. L a

三 代表者の氏名

清宮 祥子

四 主たる事務所の所在地

東京都東大和市新堀二丁目千四百五十三番地の六十一

五 定款に記載された目的

この法人は、主に東京都及び周辺の地域に対して、環境の保全を図る目的における環境調査の実施と環境に関する教育事業を行い、生物多様性の保全を確保出来る環境を作ると共に、子供達の育成、まちづくりに関わり、並びに地域社会のコミュニティに関わる様々な事柄に携わることによって、環境に配慮し、その地域に生息する様々な生き物たちと共存できる持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人健康マージャンA空間

三 代表者の氏名

原 浩明

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市本町四丁目十三番十二号 第五荒田ビル四〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、健康マージャンに関する普及・教育活動を行うと共に、健康マージャン指導員の育成も行い、社会教育活動に貢献することで誰もが社会参画し、生き生きとした地域社会の構築に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四條第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター

二

二 代表者の氏名

伊藤 道雄

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区本駒込二丁目十二番十三号 アジア文化会館内

四 認定の有効期間

平成二十八年三月二日から平成三十三年三月一日まで

一 名称

特定非営利活動法人TAMA音楽フォーラム

二 代表者の氏名

岡山 潔

三 主たる事務所の所在地

東京都町田市東玉川学園一丁目六番二十号

四 認定の有効期間

平成二十八年三月七日から平成三十三年三月六日まで

一 名称

特定非営利活動法人Our Planet TV

二 代表者の氏名

白石 草

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区猿樂町二丁目二番三号 NSビル二〇二号室

四 従たる事務所の所在地

京都府京都市伏見区深草塚本六十七 龍谷大学経済学部松浦さと子研究室

五 認定の有効期間

平成二十八年三月二日から平成三十三年三月一日まで

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第

二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都市計画地区計画 平成二十七年九月十八日中央区告示第二区計画 百十八号

日本橋・東京駅前地区地区計画

東京都市計画駐車場 平成二十七年十一月十二日中央区告示第二区計画 二百六十六号

第十二号西銀座座車場

東京都市計画第一種市街地再開発事業 平成二十七年十二月十七日中央区告示第二区計画 二百九十一号

晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業

東京都市計画高度地区 平成二十七年十月一日港区告示第二区計画 二百六十六号

東京都市計画高度地区 平成二十七年十一月九日港区告示第三区計画 八号

田町駅東口北地区地域冷暖房施設

東京都市計画高度地区 平成二十七年八月二十五日新宿区告示第二区計画 六百四十一号

東京都市計画公園 平成二十七年八月二十五日新宿区告示第二区計画 六百四十一号

新宿二・二

三十五号西新宿五丁目公園

東京都市計画高度地区 平成二十七年八月二十五日新宿区告示第二区計画 六百四十一号

東京都市計画防火地域及び準防火地域 平成二十七年八月二十五日新宿区告示第二区計画 六百四十一号

東京都市計画高度地区 平成二十七年六月十五日墨田区告示第二区計画 百十二号

東京都市計画防火地域及び準防火地域 平成二十七年六月十五日墨田区告示第二区計画 百十三号

東京都市計画高度地区 平成二十七年六月十五日品川区告示第二区計画 百五十五号

東京都市計画防火地域及び準防火地域 平成二十七年六月十五日品川区告示第二区計画 百五十六号

東京都市計画緑地 平成二十七年十一月二十日大田区告示第二区計画 八百六十九号

第七十九号中央五丁目緑地

東京都市計画生産緑地地区 平成二十七年十一月十三日世田谷区告示第二区計画 第六百九十五号

東京都市計画一団地の住宅施設用賀三丁目住宅一団地の住宅施設 平成二十七年十一月十六日世田谷区告示第二区計画 第七百号

東京都市計画公園 平成二十七年十一月十六日世田谷区告示第二区計画 第七百一十号

第四・四・十九号上用賀公園

東京都市計画公園 平成二十七年十月二十六日中野区告示第二区計画

東京都市計画公園

東京都市計画公園

東京都市計画公園

園 百四号

第三・三・百二十三号弥生町六丁目公園

東京都市計画高度地区 平成二十七年十二月十七日中野区告示第二区計画 百二十七号

東京都市計画高度地区 平成二十七年十二月十七日中野区告示第二区計画 百二十七号

東京都市計画道路幹線街路 平成二十七年十二月十七日中野区告示第二区計画 百二十九号

補助線街路 平成二十七年十二月十七日中野区告示第二区計画 二百二十一号

東京都市計画高度地区 平成二十七年十二月十七日中野区告示第二区計画 百三十号

東京都市計画防火地域及び準防火地域 平成二十七年十二月十七日中野区告示第二区計画 百三十一号

東京都市計画生産緑地地区 平成二十七年十二月二十四日杉並区告示第二区計画 第五百八十一号

東京都市計画特別工業地区 平成二十七年十二月十七日北区告示第六区計画 百二十号

東京都市計画高度地区 平成二十七年十月一日荒川区告示第三区計画 六号

東京都市計画防火地域及び準防火地域 平成二十七年十月一日荒川区告示第三区計画 七号

東京都市計画高度地区 平成二十七年十月一日荒川区告示第三区計画 八号

荒川二・四・七丁目地区地区計画

東京都市計画地区計画 平成二十七年十月一日荒川区告示第三区計画 九号

南千住一・荒

東京都市計画地区計画 平成二十七年十月一日荒川区告示第三区計画 九号

| | | |
|---|---|---|
| <p>川一丁目地区 地区計画</p> <p>東京都市計画高 産緑地地区 百九十三号</p> <p>東京都市計画公 園 第三・三・百 二十二号練馬 総合運動場公 園</p> <p>東京都市計画道 路区画街路 五百六十四号</p> <p>練馬区画街路 第一号線</p> <p>東京都市計画生 産緑地地区 六百四十一号</p> <p>東京都市計画地 区計画 九十九号</p> <p>花畑五丁目地 区地区計画</p> <p>東京都市計画高 度利用地区 号</p> <p>東京都市計画一 団地の住宅施設 百五十三号</p> <p>東栗原一団地 の住宅施設</p> <p>東京都市計画公 園 百五十五号</p> <p>足立第二・二 ・百五十一号 新田一丁目公 園</p> <p>東京都市計画生 産緑地地区 四百八十五号</p> | <p>東京都市計画高 度地区 五百四十五号</p> <p>東京都市計画防 火地域及び準防 火地域 五百四十六号</p> <p>東京都市計画地 区計画 五百四十八号</p> <p>千住旭町地区 地区計画</p> <p>東京都市計画防 災街区整備地区 計画 五百四十九号</p> <p>西新井駅西口 周辺地区防災 街区整備地区 計画</p> <p>東京都市計画高 度利用地区 三百四十三号</p> <p>小松川地区 園</p> <p>東京都市計画公 園 四百三十二号</p> <p>江戸川第二・ 二・七十二号 西一之江二丁 目公園</p> <p>江戸川第二・ 二・七十三号 みしま公園</p> <p>東京都市計画生 産緑地地区 四百三十二号</p> <p>東京都市計画高 度地区 四百三十二号</p> <p>東京都市計画公 園 百五十三号</p> | <p>江戸川第二・ 二・七十号篠 崎五丁目公園</p> <p>江戸川第二・ 二・七十一号 篠崎六丁目公 園</p> <p>東京都市計画地 区計画 示第六百八十九号</p> <p>西篠崎地区地 区計画</p> <p>東京都市計画公 園 示第六百八十九号</p> <p>江戸川第二・ 二・七十四号 松本二丁目公 園</p> <p>東京都市計画緑 地 示第六百八十九号</p> <p>第二十五号一 之江境川緑地</p> <p>東京都市計画生 産緑地地区 示第六百八十九号</p> <p>八王子都市計画 生産緑地地区 第三百六十六号</p> <p>八王子都市計画 用途地域 第三百七十号</p> <p>青梅都市計画生 産緑地地区 六号</p> <p>府中市計画生 産緑地地区 九十九号</p> <p>府中市計画生 産緑地地区 百四十二号</p> <p>昭島都市計画高 度地区 示第二</p> |
|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>度地区 昭島都市計画用 途地域 昭島都市計画下 水道 調布都市計画生 産緑地地区 町田都市計画地 区計画 成瀬東地区地 区計画 町田都市計画公 園 第七・四・四 号薬師池西公 園 町田都市計画緑 地 第三十二号香 山緑地 小金井都市計画 生産緑地地区 小平都市計画生 産緑地地区 日野都市計画緑 地 第二号日野緑 地 東村山都市計画 用途地域 東村山都市計画 高度地区 東村山都市計画</p> | <p>防火地域及び準 防火地域 東村山都市計画 生産緑地地区 国立都市計画駐 車場 国立第一号国 立駅南第一自 転車駐車場 福生都市計画用 途地域 福生都市計画高 度地区 福生都市計画防 火地域及び準防 火地域 調布都市計画生 産緑地地区 東村山都市計画 緑地 第八号中里一 丁目緑地 東村山都市計画 生産緑地地区 東村山都市計画 公園 第二・二・二 十号上の原公 園 東村山都市計画 用途地域 東村山都市計画 地区計画 上の原地区地</p> | <p>区計画 東村山都市計画 生産緑地地区 多摩都市計画地 区計画 堅台地区地区 計画 多摩都市計画用 途地域 多摩都市計画高 度地区 多摩都市計画防 火地域及び準防 火地域 多摩都市計画地 区計画 稲城駅北地区 地区計画 多摩都市計画地 区計画 稲城駅南地区 地区計画 秋多都市計画生 産緑地地区 西東京都市計画 生産緑地地区 縦覧場所</p> | <p>百五十号 平成二十七年十二月一日昭島市告示第二 百五十一号 平成二十七年十二月二十一日昭島市告示 第二百六十九号 平成二十七年十二月一日調布市告示第五 百八十八号 平成二十七年八月十日町田市告示第百六 十一号 平成二十七年八月十日町田市告示第百六 十二号 第七・四・四 号薬師池西公 園 平成二十七年八月十日町田市告示第百六 十三号 第三十二号香 山緑地 平成二十七年十二月三日小金井市告示第 二百七号 小平都市計画生 産緑地地区 平成二十七年十二月十六日小平市告示第 四百四十四号 日野都市計画緑 地 平成二十七年五月二十八日日野市告示第 百二十八号 第二号日野緑 地 平成二十七年十一月十日東村山市告示第 二百二十六号 平成二十七年十一月十日東村山市告示第 二百二十七号 平成二十七年十一月十日東村山市告示第 二百二十七号</p> <p>二百二十八号 平成二十七年十一月十日東村山市告示第 二百二十九号 平成二十七年四月七日国立市告示第百十 二号 平成二十七年十二月一日福生市告示第二 百六号 平成二十七年十二月一日福生市告示第二 百七号 平成二十七年十二月一日福生市告示第二 百八号 平成二十七年十一月二十七日狛江市告示 第四百四十五号 平成二十七年十月六日清瀬市告示第百六 十一号 平成二十七年十月六日清瀬市告示第百六 十二号 平成二十七年七月一日東久留米市告示第 七十三号 平成二十七年十一月十九日東久留米市告 示第百五十八号 平成二十七年十一月十九日東久留米市告 示第百五十九号</p> <p>平成二十七年十一月十九日東久留米市告 示第百六十号 平成二十七年七月二十九日稲城市告示第 六十号 平成二十七年七月二十九日稲城市告示第 六十一号 平成二十七年七月二十九日稲城市告示第 六十二号 平成二十七年七月二十九日稲城市告示第 六十三号 平成二十七年十二月一日稲城市告示第八 十七号 平成二十七年十二月一日稲城市告示第八 十八号 平成二十七年七月二十一日あきる野市告 示第九十五号 平成二十七年十二月三日西東京市告示第 二百十七号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市 計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北 側)</p> <p>都市計画の図書の縦覧について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十條第一項 の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があ</p> |
|---|---|---|---|

つたので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画自 平成二十七年九月十八日中央区告示第二
動車ターミナル 百十九号

第七号八重洲

一丁目バスタ

ーミナル

東京都市計画自 平成二十七年九月十八日中央区告示第二
動車ターミナル 百二十号

第八号八重洲

二丁目バスタ

ーミナル

東京都市計画第 平成二十七年九月十八日中央区告示第二
一種市街地再開 百二十二号

八重洲二丁目

北地区第一種

市街地再開発

事業

東京都市計画第 平成二十七年七月八日港区告示第百七十
一種市街地再開 二号

虎ノ門一丁目

地区第一種市

街地再開発事

業

東京都市計画第 平成二十七年七月八日港区告示第百七十
一種市街地再開 三号

虎ノ門駅前地

区第一種市街

地再開発事業

東京都市計画地 平成二十七年八月二十五日新宿区告示第
区計画 六百四十一号

西新宿五丁目
北地区地区計

画

東京都市計画特 平成二十七年八月二十五日新宿区告示第
定防災街区整備 六百四十一号

地区

東京都市計画防 平成二十七年八月二十五日新宿区告示第
災街区整備事業 六百四十一号

西新宿五丁目

北地区防災街

区整備事業

東京都市計画地 平成二十七年十一月三十日世田谷区告示
区計画 第七百二十六号

都営下馬アパ

ー卜周辺地区

地区計画

東京都市計画地 平成二十七年十二月十七日中野区告示第
区計画 百二十六号

囲町地区地区

計画

東京都市計画第 平成二十七年十二月十七日中野区告示第
一種市街地再開 百二十八号

囲町東地区第

一種市街地再

開発事業

東京都市計画特 平成二十七年七月十日豊島区告示第二
定防災街区整備 百二十五号

地区

東京都市計画防 平成二十七年十二月十七日北区告示第
災街区整備地区 百二十四号

志茂地区防災

街区整備地区
計画

東京都市計画地 平成二十七年七月二十一日練馬区告示第
区計画 四百三十一号

武蔵関公園南

地区地区計画

東京都市計画第 平成二十七年七月十日足立区告示第三
一種市街地再開 百一十号

千住一丁目地

区第一種市街

地再開発事業

東京都市計画地 平成二十七年十二月十七日足立区告示第
区計画 五百四十四号

補助第百三十

八・百四十号

線弘道二丁目

周辺地区地区

東京都市計画地 平成二十七年六月十五日江戸川区告示第
区計画 三百四十一号

小松川地区地

区計画

東京都市計画土 平成二十七年十二月二十一日江戸川区告
地区画整理事業 示第六百八十八号

南小岩七丁目

土地地区画整理

事業

東京都市計画地 平成二十七年十二月二十一日江戸川区告
区計画 示第六百八十八号

北小岩一丁目

東部地区地区

計画

八王子都市計画 平成二十七年十月二十六日八王子市告示

| | |
|--|--|
| <p>地区計画 第三百七十一号</p> <p>左入・滝山地地区計画</p> <p>東村山都市計画地区計画 平成二十七年十一月十日東村山市告示第百二十五号</p> <p>さくら通り沿道久米川町地区計画</p> <p>国立都市計画駐車場 平成二十七年四月七日国立市告示第百十三号</p> <p>国立第二号国立駅南第一自転車駐車場</p> <p>多摩都市計画地区計画 平成二十七年七月二十九日稲城市告示第百六十四号</p> <p>小田良地区地区計画</p> <p>縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)</p> | <p>管理処分計画の変更について</p> <p>東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業(第三工区)の管理処分計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百十八条の十において準用する同法第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年三月十五日</p> <p>東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業</p> <p>施行者 東京都</p> |
| <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 第二種市街地再開発事業の名称 東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業</p> <p>二 施行者の名称 東京都</p> <p>三 事務所の所在地 中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所</p> <p>四 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称 港区新橋四丁目、同区西新橋二丁目、同区虎ノ門一丁目、同区虎ノ門二丁目、同区虎ノ門三丁目及び同区愛宕一丁目の各一部</p> <p>五 管理処分計画の認可を受けた年月日 平成二十一年三月六日</p> <p>六 管理処分計画について 都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第百三十二号)第四十六条の二第五号に掲げる軽微な変更をした年月日</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に</p> |
| <p>あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年三月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十八年三月十五日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> | <p>一 店舗名 東京スクエアガーデン</p> <p>二 店舗所在地 中央区京橋三丁目一番一号</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか五名</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 片倉工業株式会社ほか</p> <p>六 変更前の設置者住所 中央区京橋二丁目十八番四号(清水地所株式会社)</p> <p>七 変更後の設置者住所 中央区京橋二丁目十七番四号(清水地所株式会社)</p> <p>八 変更前の設置者の代表者名 竹内 彰雄(片倉工業株式会社)ほか</p> <p>九 変更後の設置者の代表者名 佐野 公哉(片倉工業株式会社)ほか</p> <p>十 変更日 平成二十七年四月一日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十八年三月二日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十八年三月十五日から同年七月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|--|--|--|--|---|--|--|--------------------------------|-------------------------------------|--|---|
| <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>一 店舗名 丸の内ビルディング</p> | <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目四番一号</p> | <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> | <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目六番一号</p> | <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社オールドリバーほか八十三名</p> | <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社オールドリバーほか八十四名</p> | <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 BY株式会社ほか六名</p> | <p>八 変更前の小売業者の住所 中央区日本橋一丁目四番一号コロド日本橋四階四千六十一号(BY株式会社)ほか</p> | <p>九 変更後の小売業者の住所 中央区日本橋兜町十一番十号(BY株式会社)ほか</p> | <p>十 変更前の小売業者の代表者名 河本 武(株式会社ユーハイム)ほか</p> | <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 河本 英雄(株式会社ユーハイム)ほか</p> | <p>十二 変更日 平成二十七年九月一日ほか</p> | <p>十三 届出日 平成二十八年三月二日</p> | <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> | <p>十五 縦覧期間 平成二十八年三月十五日から同年七月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を</p> |
| <p>十六 縦覧時間 除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>一 店舗名 新丸の内ビルディング</p> | <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内一丁目五番一号</p> | <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> | <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目六番一号</p> | <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 アッシュ・ペー・フランス株式会社ほか百一名</p> | <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 アッシュ・ペー・フランス株式会社ほか百一名</p> | <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 エリオポール株式会社ほか十八名</p> | <p>八 変更前の小売業者の住所 港区芝公園三丁目七番一号(インターブリッジ株式会社)ほか</p> | <p>九 変更後の小売業者の住所 港区芝公園三丁目一番三十八号(エリオポール株式会社)ほか</p> | <p>十 変更前の小売業者の代表者名 ブレント・ハイター(ギャップジャパン株式会社)ほか</p> | <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 エリン・ノーラン(ギャップジャパン株式会社)ほか</p> | <p>十二 変更日 平成二十七年九月一日ほか</p> | <p>十三 届出日 平成二十八年三月二日</p> | <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> | <p>十五 縦覧期間 平成二十八年三月十五日から同年七月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を</p> |
| <p>十六 縦覧時間 除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>一 店舗名 丸の内パークビルディング・三菱一号館</p> | <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目六番一号ほか</p> | <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> | <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目六番一号</p> | <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ELGC株式会社ほか十四名</p> | <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ELGC株式会社ほか十四名</p> | <p>七 変更日 平成二十七年九月一日</p> | <p>八 届出日 平成二十八年三月二日</p> | <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> | <p>十 縦覧期間 平成二十八年三月十五日から同年七月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を</p> | <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>一 店舗名 ケースデンキ昭島店</p> | <p>二 店舗所在地 昭島市つつじが丘二丁目八番二十号</p> | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|---------------------------------|--|---|---|--|---|--|--|--|--|--------------------------------------|--|----------------------------------|--|----------------------------------|--|
| <p>三 設置者名 JA三井リース建物株式会社 中央区銀座八丁目十三番一号</p> | <p>四 設置者住所 品川区東五反田二丁目十番二号</p> | <p>五 変更前の設置者住所 中央区銀座八丁目十三番一号</p> | <p>六 変更後の設置者住所 中央区銀座八丁目十三番一号</p> | <p>七 変更日 平成二十八年一月四日</p> | <p>八 届出日 平成二十八年三月三日</p> | <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> | <p>十 縦覧期間 平成二十八年三月十五日から同年七月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> | <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>一 店舗名 マルエツ町屋店</p> | <p>二 店舗所在地 荒川区町屋六丁目三十二番二十一号</p> | <p>三 設置者名 JA三井リース株式会社</p> | <p>四 設置者住所 中央区銀座八丁目十三番一号</p> | <p>五 変更前の設置者住所 品川区東五反田二丁目十番二号</p> | <p>六 変更後の設置者住所 中央区銀座八丁目十三番一号</p> | <p>七 変更日 平成二十八年一月四日</p> | <p>八 届出日 平成二十八年三月三日</p> | <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業</p> | <p>十 縦覧期間</p> | <p>十一 縦覧時間</p> |
| <p>振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> | <p>平成二十八年三月十五日から同年七月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> | <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>コープみらい稲城若葉台店</p> | <p>稲城市若葉台三丁目十番</p> | <p>JA三井リース株式会社</p> | <p>中央区銀座八丁目十三番一号</p> | <p>品川区東五反田二丁目十番二号</p> | <p>中央区銀座八丁目十三番一号</p> | <p>平成二十八年一月四日</p> | <p>平成二十八年三月三日</p> | <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> | <p>平成二十八年三月十五日から同年七月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> | <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について</p> | <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> | <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう</p> | <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> | <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう</p> | <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> |
| <p>一 店舗名 鳥忠ホームズ北赤羽店・オーケー北赤羽店</p> | <p>二 店舗所在地 北区浮間五丁目三番一号ほか</p> | <p>三 設置者名 株式会社鳥忠ほか一名</p> | <p>四 設置者住所 埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地</p> | <p>五 変更前の店舗名 (仮称)北区浮間計画</p> | <p>六 変更後の店舗名 鳥忠ホームズ北赤羽店・オーケー北赤羽店</p> | <p>七 変更日 平成二十七年九月十七日</p> | <p>八 届出日 平成二十八年三月四日</p> | <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> | <p>十 縦覧期間 平成二十八年三月十五日から同年七月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> | <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | | | | | | | | | |

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年三月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年三月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 ネーチャーズ・フォーレストプラザ
- 二 店舗所在地 練馬区高野台一丁目七番十七号
- 三 設置者名 株式会社ネーチャーズフォーレスト
- 四 設置者住所 練馬区高野台一丁目七番一号
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 六十四台
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 四十三台
- 七 変更前の開店時刻 午前九時ほか
- 八 変更後の開店時刻 午前七時ほか
- 九 変更前の閉店時刻 午後九時
- 十 変更後の閉店時刻 午後十時四十五分ほか
- 十一 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 十二 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時まで
- 十三 変更前の駐車場 二か所 店舗北側ほか

の自動車の出入口の数及び位置
 十四 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗北側

十五 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 十六 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 変更日 平成二十八年四月一日ほか
 十八 届出日 平成二十八年三月四日

十九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 二十 縦覧期間 平成二十八年三月十五日から同年七月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について
 城北清掃株式会社代表取締役堀内邦彦から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月一日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表

する。
 平成二十八年三月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 事件 全日本建設交通一般労働組合関東支部・城北分会の争議行為に對抗する件
 - 二 日時 平成二十八年三月十六日以降問題解決に至るまでの間
 - 三 場所及び所在地 板橋区東新町二丁目四十一番地
 - 四 種類 事業所閉鎖・就労拒否など一切の争議行為(以上原文のまま掲載)
- 争議行為の予告について
 東洋興業株式会社代表取締役横沢喜一郎から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月二日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。
 平成二十八年三月十五日
 東京都知事 舛 添 要 一
- 一 事件 全日本建設交通一般労働組合関東支部東洋分会の争議行為に對抗する件
 - 二 日時 平成二十八年三月十六日以降問題解決に至るまでの間
 - 三 場所及び所在地

四 東洋興業株式会社 板橋区舟渡二丁目十一番五号
種類

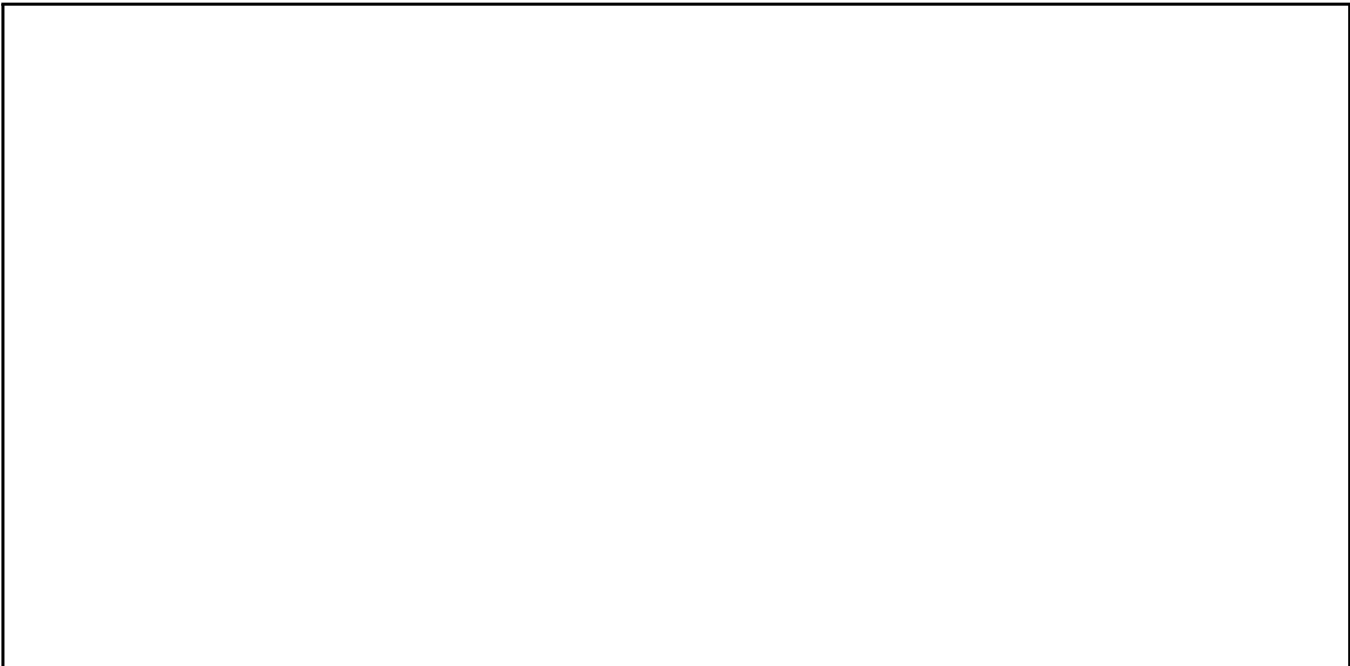
上記の事業所及び職場において、全ての業務停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を実施する。(以上原文のまま掲載)

正 誤

○平成二十七年三月三十一日付東京都規則第百二十六号
増刊39十ページ下段十六行目の次に次のように加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
増刊39十二ページ上段一行目及び二行目を削除する。



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号
113-0001